

静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第19号

静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡県漁港管理条例（昭和32年静岡県条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占有の許可等) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の許可の期間は、 <u>1月</u> （工作物の設置を目的とする占有の許可にあつては、 <u>3年</u> ）を超えることができない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。	(占有の許可等) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の許可の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。